

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

大分地方法務局杵築支局 登記官 富 永 美 香

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第 3201-2025-0024 号	速見郡日出町大字豊岡字高原 2 7 2 番